

農地転用について

- 農地を農地以外(宅地・道路その他)の用に供する場合は、「農地転用等の通知及び受理証明書(意見書)交付願」に地区総代の承認(印)を経て、土地改良区へ申請をしたうえで、決済金を納付しなければなりません。

注1 必ず当土地改良区総代さんの承認をいただいてから土地改良区へ申請してください。
尚、書類については、農業委員会提出部の他に、当土地改良区・香川県内場池土地改良区・香川用水土地改良区の控え(3部)とそれぞれに案内図、第14条地図も忘れずをお願いします。

注2 賦課金の滞納、その他の決済金が未納の場合には、それを支払わなければ転用の証明は致しません。

決済金	1平方メートル当り	50円
手数料	1筆当り	1,000円

注3 一時転用の場合(短期間の転用)

手数料	1筆当り	5,000円
-----	------	--------

賦課金は、通常通り徴収させていただきます。

- 決済金について

公共事業の用地として転用する農地についても決済金は、賦課されます。

公共機関の用地買収の時には、事業主体で負担して頂くか、また、決済金を上乗せした価格交渉をするようにお願いします。

注1 公共用地として売買の際、当土地改良区へは連絡はありませんので(未届転用)、もし農地で既に他の地目になっているものがありましたら、当土地改良区事務所に転用手続きしてください。

注2 未届転用(公共事業も含む等)が後日判明した場合は、決済金を納入する年度に転用したものととして事務処理します。

注3 農地転用決済は、年度末(3月31日)までに処理を済ませれば、転用物件に対し、翌年度の賦課金は徴収いたしません。

- 権利義務について

土地改良法第42条による権利義務の継承とは、あなたが転売しようとする農地、また、賦課金の遅滞がある場合は、その農地を買った新組合員が支払う義務が発生します。農地の売買については、十分注意してください。

水路・水路管理道・農道用地と民地境界について

- 水路・水路管理道・農道用地等の埋立工事や建物を建築する場合、及び水路・水路管理道農道用地等に隣接する場合での分筆する場合は、土地所有等の関係者は当土地改良区へ申請をして、立会により必ず境界確認をして施工するようにしてください。

土地改良施設他目的使用について

- し尿浄化槽、床版(コンクリート蓋・鉄板蓋・グレーチング等)、水道管、用排水管を当土地改良区施設並びに当土地改良区管理箇所に設置したい場合は、当土地改良区へ申請してください。(申請にあたり、各支部関係者の同意が必要になります。)

当土地改良区規程により許可しておりますので、当土地改良区申請用紙により必ず申請してください。(許可については、必要最小限の許可をしております。また、申請用紙ですが、各支部長・支部会計宅に備えています。)

尚、使用目的により使用料・同意料・一時金等(支部へ納入)が異なりますので、次頁を確認してください。

手数料		
水洗便所浄化槽設置申請書	1件当り	5,000円
土地改良施設使用申請書	1件当り	5,000円
その他証明書	1件当り	5,000円

土地改良施設の他目的使用並びに手数料

別表第1号表

区	分	基 礎	期 限	金 額(円)	備 考	
浄 化 槽		5人槽	一時金	50,000		
		6人槽	一時金	60,000		
		7人槽	一時金	70,000		
		8人槽	一時金	80,000		
		9人槽	一時金	90,000		
		10人槽	一時金	100,000		
		11~14人槽	一時金	150,000		
		15~19人槽	一時金	200,000		
		20~29人槽	一時金	300,000		
		30~39人槽	一時金	400,000		
		40~49人槽	一時金	500,000		
	50人槽以上	一時金	各支部で定める金額			
家庭雑排水 放流同意料		一世帯	一時金	15,000	新築時 (農地転用後)	
水路維持管理 協力金	一般家庭	浄化槽未設置	一世帯	毎年	3,000	これを上限とする
		単独浄化槽設置	一世帯	毎年	4,000	これを上限とする
		合併浄化槽設置	一世帯	毎年	2,000	これを上限とする
		下水道処理完備	一世帯	毎年	1,000	これを上限とする
	会社事業所等	浄化槽未設置	一事業所	毎年	各支部で定める金額	
		単独浄化槽設置	一事業所	毎年	各支部で定める金額	
		合併浄化槽設置	一事業所	毎年	各支部で定める金額	
		下水道処理完備	一事業所	毎年	各支部で定める金額	
床版及び永久工作物		1㎡当	一時金	10,000		
管 埋 設		1m当	一時金	1,000	縦横断1件 15,000円	
広 告 物		1㎡当	毎年	3,000~5,000	広告面積	
電 柱		1本当	一時金	コンクリート5,000 木柱 3,000 控柱(線)2,000	注)毎年の使用料は、電力・電話会社の定める金額	
堤 塘		1㎡当	一時金	150		

1.この規程(別表第1号表)は、昭和56年6月10日より施行する。

1.この規程(別表第1号表)改正は、平成14年4月1日より施行する。

1.この規程(別表第1号表)改正は、昭和60年4月1日より施行する。

1.この規程(別表第1号表)改正は、平成20年4月1日より施行する。

1.この規程(別表第1号表)改正は、平成2年4月1日より施行する。

1.この規程(別表第1号表)改正は、平成24年4月1日より施行する。

1.この規程(別表第1号表)改正は、平成3年4月1日より施行する。

1.この規程(別表第1号表)改正は、平成25年4月1日より施行する。